

京 都 大 学 大 学 院 医 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (附属教育研究施設) 第7条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 動物実験施設 先天異常標本解析センター 総合解剖センター 脳機能総合研究センター ゲノム医学センター 医学教育・国際化推進センター がん免疫総合研究センター</p> <p>2～4 (略) (後 略)</p>	<p>(附属教育研究施設) 第7条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 動物実験施設 先天異常標本解析センター 総合解剖センター 脳機能総合研究センター ゲノム医学センター 医学教育・国際化推進センター がん免疫総合研究センター <u>医療DX教育研究センター</u></p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>